

オープンシステム設計会員 会員規約

会員登録をする建築士事務所（以下、設計会員とする）は、株式会社イエヒト（以下、イエヒトとする）の規約に同意します。

第 1 条（目的）

設計会員は、オープンシステムでの技術の研鑽に努め、他の設計会員との情報交換を積極的に努めることとします。イエヒトは、オープンシステムの普及に努め、設計会員のオープンシステム業務をサポートします。

第 2 条（会員資格）

建築士法に定める建築士事務所を開設し、設計・監理を主業務としており、イエヒトが認めた個人および法人。

第 2 条の 2（入会金）

入会する設計会員は、イエヒトが定める入会金（100,000 円（消費税別途））を入会時に支払います。

第 3 条（会費）

設計会員は、イエヒトが定める年会費（60,000 円（消費税別途））を入会時および更新時に支払います。

第 4 条（会員期間）

年会費を支払った日より 1 年間とし、退会の申し出が無い限り、更新して継続します。

第 5 条（商標の利用）

設計会員は、イエヒトが所有する次の商標を利用することができます。

- イ) オープンシステム
- ロ) OPENSYSTEM
- ハ) イエヒト

第 6 条（業務の支援）

1. 設計会員は、イエヒトが運営する設計会員用 WEB サイトを利用することができます。
2. イエヒトは前項 WEB サイトの運営、コンテンツの提供などで、設計会員の業務を支援します。その内容は、設計会員用 WEB サイトに掲載します。

第 7 条（退会）

設計会員は、退会を希望する場合、イエヒトに退会届を提出することで、いつでも退会することができます。尚、退会が会員資格期間中であっても、年会費の返金は受けられません。

第 8 条（オープンシステム建物登録制度）

設計会員は、分離発注で工事を行う物件は、オープンシステム建物登録制度に登録します。

第 9 条（遵守事項）

1. 設計会員は業務を行う上で知り得た個人情報および、イエヒトの情報を漏洩しません。
2. イエヒトは業務を行う上で知り得た個人情報および、設計会員の情報を漏洩しません。
3. イエヒトおよび設計会員は、反社会的勢力等と一切の関係を持ちません。
4. 前 3 項は、設計会員が会員資格を失った後も同様です。

第 10 条（著作物の利用）

1. イエヒトは設計会員の承諾無しに、設計会員の著作物を利用しません。
2. 設計会員は、イエヒトが提供する著作物をイエヒトが承認する範囲で利用することができます。

第 11 条（会員資格の喪失）

設計会員は、以下の事情が認められたとき会員資格を喪失します。

- イ) 会員期間更新時から 3 カ月にわたって、年会費の支払いをしなかったとき。
- ロ) 本規約に違反したとき。
- ハ) 支払い不能の状況に陥ったとき（破産、民事再生、会社更生、特別清算の

申立てが行われた時等)

第 1 2 条 (使用制限)

設計会員が会員資格を失った後は、第 5 条、第 6 条第 1 項および、第 1 0 条第 2 項の利用はできません。また、会員期間中に入手した著作物、コンテンツ等を複製する等して利用することもできません。

第 1 3 条 (合意管轄)

設計会員とイエヒトとの間で紛争がおきたときは、イエヒトの本店所在地を管轄する地方裁判所を専属合意管轄裁判所とします。

第 1 4 条 (規定約款の変更)

本規定約款の内容、条項の変更が生じたとき、また、その他の協議事項が生じたとき、イエヒトはこれを定め、設計会員に告知します。

以上

オープンシステム設計会員 会員規約に同意します。

令和 年 月 日

住 所

事務所名

代表者名

印